

緊急事態宣言発令に伴う定期券のお取扱いについて

1 払いもどし期間について

緊急事態措置終了日の翌日から1年間です。

(発令期間中は、下記のお取扱いはいたしません)

なお、払いもどし開始日以降、混雑状況によっては後日の払いもどしをご検討ください。お客さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

2 緊急事態宣言発令に伴う定期券払いもどしについて

【対象のお客さま】

2020年4月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、定期券を使用しないため払いもどしされる場合

【払いもどしの計算方法】

緊急事態宣言発令日の4月7日以降、該当定期券を最後に使用した日を払いもどし申出日とさせていただきます。発売額から①または②+手数料220円を差し引いて払いもどしいたします。

- ① 1ヵ月以上有効期間が残っている場合は、使用月数分の定期運賃
- ② 使用開始後7日以内の場合は、定期区間の往復のきっぷの運賃×使用日数

3 2020年2月28日以降の臨時休校に伴う通学定期券払いもどしについて

【対象のお客さま】

2020年2月28日(金)以降、通学先の学校(小学校・中学校・高校・特別支援学校等)が臨時休業となったため、通学定期券を払いもどしをされる場合

(最終登校日以降に通学定期券を使用されている場合は、対象外とさせていただきます)

【払いもどしの計算方法】

お申し出日にかかわらず、最終登校日の翌日を払いもどし起算日とし、1ヵ月以上有効期間が残っている場合は、使用月数分の運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどしいたします。

4 払いもどし取扱箇所について

相老駅、大間々駅、通洞駅、足尾駅

桐生駅(桐生駅で購入された定期券のみ取り扱います)

5 通学証明書等のお取扱いについて

- 通学証明書の有効期限が終了したものであっても、当面の間有効とさせていただきます。
- 通学定期乗車券購入兼用証明書については、当面の間写真がなくても有効とさせていただきます。